|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 町　　長 | 副 町 長 | 課　　長 | 課長補佐 | 係　　長 | 係 |
|  |  |  |  |  |  |
| 保存 | 1・3・5・10・永( ) | 区分 | 1公開　2一部非公開　3非公開　4時限非公開 |

平成　　年　　月　　日

出雲崎町長　小 林 則 幸　様

行政区名

代表者氏名　　　　　　　　　　㊞

消火栓用ホース格納箱設置要望書

　下記のとおり消火栓用ホース格納箱の設置を要望いたします。

記

設置場所　　　出雲崎町大字

設置位置図

|  |
| --- |
|  |

（設置要望に係る条件）

１．設置後は行政区において、適正な維持管理及び軽微な修繕を行い、異常を発見した場合は速やかに町へ報告すること。

２．設置場所の地権者と行政区との間において取り交わした占用に関する覚書の写しを添付すること。

（町記入欄）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 設置の可否 | 可　・　否 | 設置年月日 | 平成　　年　　月　　日 |
| 備品№ |  | 施工者 | 　直営　・　業者（　　　　　　　　　） |
| 格納物品 | 20mホース　本、管鎗　本、開栓器　本、その他（　　　　　） |

占用に関する覚書

　甲と乙は、占用について次のように取り決める。

　（占用の場所）

第１条　甲は、乙が所有する次表の上欄に掲げる場所を、同表下欄に掲げる物件のために占用することができることとし、乙はこれを承諾する。

|  |  |
| --- | --- |
| 占用場所 | 三島郡出雲崎町大字 |
| 占用物件 | 消火栓用ホース格納箱 |

（占用の期間）

第２条　占用の期間は、この覚書を交換した日から５年間とする。

２　占用期間が満了する日の３０日前までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、占用期間は更に１年間延長されるものとする。

３　甲の占用する権利は、その存続期間中、前条の占用場所の所有者が変わっても消滅しない。

（占用料）

第３条　占用料は無償とする。

　（占用物件の工事）

第４条　甲が占用物件の維持管理又は更新等のために工事をする場合は、乙はこれに協力しなければならない。

　（疑義等の決定）

第５条　この覚書に定めのない事項又は覚書の履行に関し疑義を生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり、合意の成立の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

　平成　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　甲

　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　乙

　　　　　　　　　　　　　　　　氏名